# 申請書記載例①

# 中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する 投資計画の確認申請書

令和〇年〇月〇日

## 経済産業大臣 殿

中小企業等経営強化法第17条第3項並びに同法施行規則第16条第1項第2号及び第2項第2号の規定に基づき、下記の投資計画について確認を受けたいので申請します。

記

#### 1 事業者の名称等

事業者及び代表者名	株式会社経産工業 (法人番号 00000000000)					
	代表取締役 経産 太郎					
所在地	東京都千代田区霞ヶ関1-3-1					
事業内容	自動車部品製造業					

#### 2 経営力向上設備等の導入の目的

- ①当社は、独立系の自動車部品製造業者であり、独自の鋳造技術による高性能エンジン部品が主な製品であり、主に国内の大手自動車メーカーに販売している。 昨今の円安傾向により今後自動車の輸出が増加することが見込まれることに加え、提携先を活用した独自ルートにより海外販売先の開拓も進んでいることから、今後は輸出販売を中心に受注増が予想される一方で、海外部品メーカーとの競合が激化する見込み。
- ②既存の設備は老朽化が進んだ結果、歩留まり率が悪化しており、また、生産量に限 界があることから、今般の受注拡大や競合メーカーとの競争力強化を図るため、最 新の生産設備への入替えを計画している。最新のプレス機械、油圧ハンマー、フォ ージングロールの導入により生産ラインの刷新を行うことで、歩留り率の改善によ る製造原価の低減や、生産量の拡大による売上の向上を図り、当社の強みである高 性能エンジン部品の国際競争力を強化することを目的とする。

投資計画の概要について要約的に記載する。①まず、申請事業者を取り巻く経営環境についての概況を記載し、②その後、今般の計画において経営力向上設備等を導入

# 申請書記載例①

する目的及び必要性を記載。

3 経営力向上設備等の導入を行う場所の住所

A工場:東京都練馬区〇一〇一〇

#### 4 経営力向上設備等が事業者の事業の改善に資することの説明

既存設備では、高性能エンジン部品年間生産量が9,495トンである。また歩留り率は95%に留まっている。当社はこれらの抜本的な改善を目指すため、このたび、最新のプレス機械、油圧ハンマーの導入により時間あたり生産量を年間20%向上させることで売上拡大を図るとともに、フォージングロール導入により歩留り率を4%改善し、99%とすることを目指す。

経営力向上設備等が、どのように事業を改善するかという内容を記載。(例えば、工場の生産ラインの一部を取り替えることによる生産量の増加や原価の低減、ソフトウェアの導入による販管費の削減の内容等を説明。)

## 5 設備投資の内容(必要に応じて別紙)

	取得	設備等の	所在地	設備等	単価	数量	金額	用途
	年月	名称/型式		の種類	(千円)		(千円)	
1	令和	プレス機	東京都練	機械装	40,000	1	40,000	高性能工
	元年	器/PR1	馬区	置				ンジン製
	8月	23-45						造
2	令和	空調設備/	東京都練	建物附	1 5,000	1	1 5,000	同上
	元年	HM43	馬区	属設備				
	8月	21						
3	令和	測定機器/	東京都練	器具備	45,000	1	45,000	同上
	元年	FR21	馬区	<b></b>				
	8月	-2						
計							100,000	

6 基準への適合状況 別紙

### 提出資料

- (1) 登記簿謄本の写し(個人の場合、税務申告書等の事業実施を確認できる書類)
- (2) 貸借対照表・損益計算書(直近1年分)
- (3) 対象となる新規設備投資につき、既存設備の現況と設備投資後の状況を確認できる資料。

例えば、導入しようとする設備が、建物附属設備、機械・装置、器具・備品の場合においてはその設置場所(工場や店舗のレイアウト図等で、設備導入前と導入後の変化を確認できるもの。建物図面等、当該設備を特定する情報を記載した資料等)、ソフトウェアの場合は当該ソフトウェアがシステム全体にどう組み込まれる予定であり、システム導入前と導入後の変化を確認できる図表等。

(4)投資計画の分かる資料(本申請書の根拠となる資料)

代表者又はそれに代わる者の押印がなされた社内で決裁された、当該申請書に 係る投資計画又はそれに代わるもの(稟議書、取締役会議事録等)、導入する設 備の見積り書、設備導入により同様の商品やサービスを生産する場合の過去の同 様の商品・サービスの過去の実績(1単位当たり売上、製造・販売原価等)、売 上高・営業利益が増加する場合の根拠となる資料、売上原価・販管費が減少する 場合の根拠となる資料等。

(5) 公認会計士又は税理士による事前確認書